

【地球温暖化対策報告書制度の平成 28 年度実績報告】 義務提出者の CO₂ 排出状況について

都は、平成 22 年 4 月から中小規模事業所の地球温暖化対策を推進するため「地球温暖化対策報告書制度」を実施しています。このたび、平成 28 年度の義務提出者の事業所の CO₂ 排出量等を集計し、削減実績をとりまとめましたので、お知らせします。

平成 28 年度の義務提出者の中小規模事業所の CO₂ 排出状況については、事業者数が 283、事業所数が 22,973、総排出量が 588.9 万トンでした。

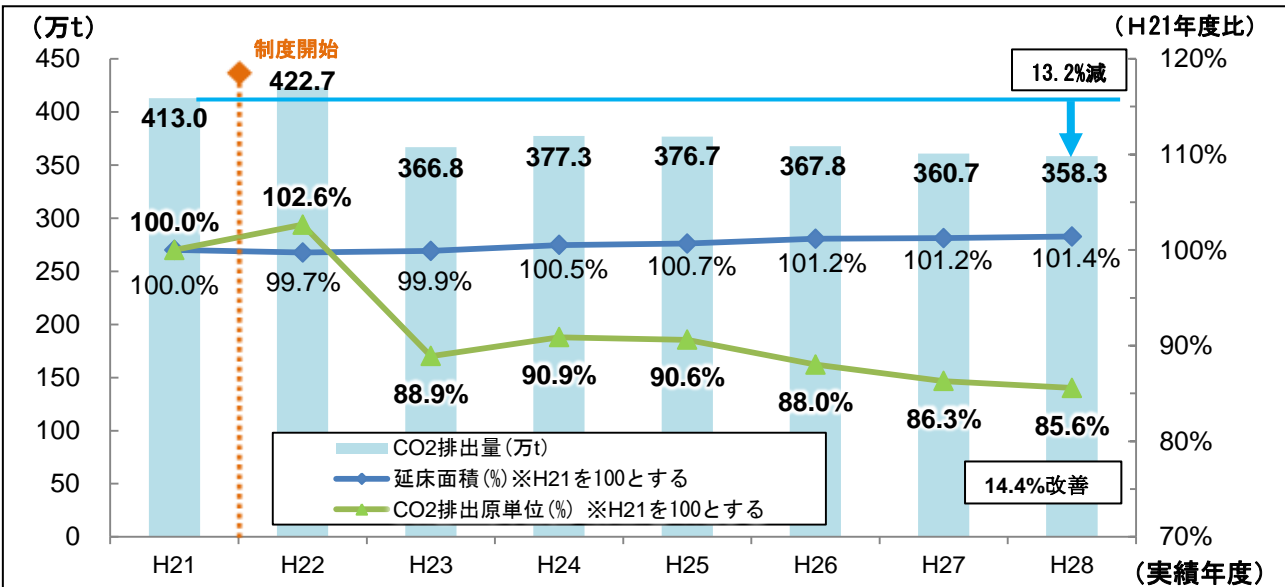
このうち、制度開始以降平成 28 年度まで 8 カ年連続提出された中小規模事業所の排出量と排出原単位は、平成 21 年度と比較し、それぞれ 13.2%削減、14.4%改善されました。

都は、中小規模事業所の省エネ対策を支援し、引き続き CO₂ 削減を促進してまいります。

■義務提出者の中小規模事業所の CO₂ 排出状況

実績年度	事業者	事業所	総CO ₂ 排出量(万t)
平成28年度	283	22,973	588.9
(参考)平成27年度	286	22,915	579.9

■ 8 カ年連続提出中小規模事業所 (17, 424) の総 CO₂ 排出量及び CO₂ 排出原単位の推移



※1 義務提出者の 17, 424 事業所 (制度開始以降全年度提出) の集計値

(提出事業所は新設・廃止があり事業所数が増減するため集計対象を限定)

※2 電気等 CO₂ 排出係数は H26. 10. 27 東京都告示第 1443 号及び H27. 3. 27 東京都告示第 502 号の値で算定

※3 CO₂ 排出原単位は CO₂ 排出量を延床面積で除した値

地球温暖化対策報告書制度とは、都内で中小規模事業所※を設置している事業者が、各事業所の前年度の CO₂ 排出量等を都に報告する制度。※例：コンビニ、レストラン、居酒屋、ドラッグストア等

・義務提出者：事業所 (原油換算エネルギー使用量 30kL 以上 1500kL 未満) の合計が 3000kL 以上